### 「原産地証明書発給申請」に関するよくあるお問い合わせ

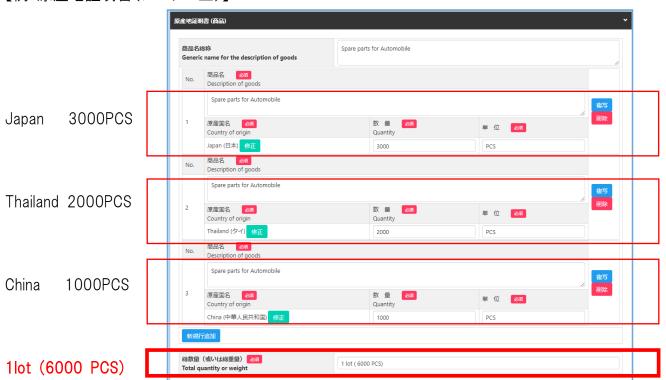
- Q1. 画面の表示が崩れている。正しく表示されない。
- ⇒ ブラウザが<u>「Google chrome」(最新版)</u>の設定になっているかご確認ください。 それ以外のブラウザからは正常に表示されない・正常にシステムが稼働しません。
- Q2. LL、¥、\$等の文字が入力できない。
- ⇒ 環境依存文字は使用不可です。TeL⇒Tel、¥⇒JPY、\$⇒USD 等の表現をご使用く ださい。
- Q3. Case mark(Shipping mark)に、ローマ字以外(図形・その他)があり、 入力できない。
- ⇒ Case mark(shipping mark)について、アタッチ形式(データ添付)をご利用ください。 なお、添付可能データは、A4サイズ(縦)・PDFファイルとなります。
  - ※タイトル・ページ番号等の Case mark 以外の情報を全て削除してください。 「Case mark」という文字もタイトルに該当しますので削除してください。
- Q4. 船積日から6ヵ月超の申請について申請ができない。
- ⇒ 船積後 6 ヵ月を過ぎた原産地証明書は発給システムでは申請できません。 窓口でのご申請をお願い致します。(別途、理由書等が必要になります。)
- Q5. 会社名が変更可能であるため、支店名を入力、L/C 通りの会社名、旧会社名等 貿易登録と異なる会社名を入力しても良いのか?
- ⇒ NGです。完全一致が条件となりますので、会社名は一切変更しないでください。
- Q6. 役職名について、貿易登録の内容と異なる役職を記載しても良いのか?
- ⇒ NGです。貿易登録時に役職登録がある場合は、登録内容と一致が条件となります。 ※貿易登録に役職登録がない場合は、任意(記載の有無・記載内容が自由)です。
- Q7. データを入力したがエラーとなっている。環境依存文字は使用しておらず、エラー 箇所が分からない。
- ⇒ 改行(Enter)キー・全角スペース等の使用不可のキーが使用されている可能性が高いです。再度、各項目をご確認ください。

- Q8. コーヒー等の原産国が複数あるケースは、システムにどのように入力すれば いいのか?
- ⇒ システムで対応しているのは、1アイテム:1原産国のみとなります。 コーヒー等の複数ケ国原産の場合は、窓口でご申請ください。
- Q9. 商品単価を LOT(SET、UNIT etc.)で計算をしており、内訳明細に原産国が異なる部品が大量にある。システム上の入力の仕方は?
- ⇒ 商品名・数量・単位は、原産国毎にご記入いただき、総数量にて、LOT(内訳総数量) をご記入ください。

【例:インボイス上の記載】 Spare parts for Automobile 1 lot

内訳 made in Japan 3,000 PCS made in Thailand 2,000 PCS made in China 1,000 PCS

【例:原産地証明書(システム上)】



#### ※ご注意

Spare parts だけでは輸出商品の特定できませんので、<u>何の</u>部品か特定できるように Spare parts for Automobile までご記入ください。

- Q10. アイテム数が多いため、アタッチシート方式を使用したい。 システム上の入力方法はどうすればよいのか?
- ⇒ 商品のアタッチシートはシステムでは対応しておりません。詳細を全て記載いただくか、 アイテム種類ことにまとめた上で記載するなどしてください。
  - ※Foodstuff、Chemical のみの記載は、輸出商品の特定ができませんのでNGです。 必ず具体的な商品名をご記入ください。
- Q11. 「梱包数・種類」欄について、今まで記載していなかった。 システムでは記載しないといけないのか?
  - ⇒ 本システムでは、梱包数の入力が必須です。実際の梱包数(package、Case etc.) を入力してください。梱包されていない場合は、「Unpacked」「Loose」「In Bulk」(バラ荷)「Bare Cargo」(裸荷)と記載してください。どうしても入力ができない場合は、「ー(ハイフン)」を入力してください。
- Q12. 電子発給システムで申請された原産地証明書について、審査・承認後、 記載内容の誤りを見つけたので、「修正」又は「取り消し」を行いたい。
  - ⇒ 一度承認された申請書の修正・取り消しはできません。証明手数料をご精算の上、 発給された証明書は破棄いただき、再度、新規でご申請ください。
- Q13. 電子発給された原産地証明書について、インボイス・原産地証明書の記載内容に変更が生じたため、認証後訂正を行いたい。
  - ⇒ 電子発給された原産地証明書は、認証後訂正が一切できません。 再度、新規でご申請ください。※発給済原産地証明書のご返却は不要です。
- Q14. 電子発給後、2 週間を過ぎて、再度原産地証明書を取得したいが、データが消えてしまっている。データの復活はできないのか?
  - ⇒ 電子発給後(精算後)、<mark>印刷可能期間は 14 日</mark>となります。 14 日を過ぎますと、 データの復活は一切できませんので、ご注意ください。
- Q15. 非会員として原産地証明書を申請。その後、入会したが、料金が会員価格に 変更にならない。
  - ⇒ 原産地証明書申請時の会員区分料金が適用されます。そのため、申請以降に会員・非会員の変更が発生しても証明手数料は変更されません。 会員価格での証明書を申請されたい場合は、キャンセルの上、再度、新規でご申請ください。



- Q16. 輸入元販売証明書、国内入手経路説明書等については、データをアップした 後、原本を提出する必要があるのか?
  - ⇒ 原本提出は不要です。但し、後日、必要に応じてご提出いただく可能性があります ので、原本を保管してください。(保存期間は、貿易関係書類の保存期間に準じます。)
- Q17. 窓口申請と電子発給システムでは、1件当たりの証明手数料は同じなのか。
  - ⇒ 1件当たりの証明手数料は、窓口·電子発給システム共に同じ料金体系です。 会員 1,100円 / 非会員 3,300円

但し、窓口での原産地証明書ご申請の場合、1件当たりの申請可能枚数は、 Original 最大 3部/Original と Copy 合わせて最大 5部まで/商工会議所控えと して+1部 Copy の用意が必要となっておりますが、電子発給システムの場合は Original・Copy の取得枚数の上限がありません。

Q18. 原産地証明書の COPY の印刷の仕方が分からない。



①受付番号欄の 証明書番号をクリック してください。



②画面を一番下まで スクロールしてください。



③証明書印刷(COPY 版)を クリックしてください。

※Original を印刷しないと、Copy 版は表示されません。

### Q19. Exporter 欄(Consignee 欄)にデータが入力しきれない。

- → 入力文字数制限を超えた場合は、最終事項に「\*(アスタリスク)」を入力し、「6.備考 Remarks」に「\*」を入力した上で、続きを入力してください。
- ⇒ さらに、「6.備考 Remarks」の入力文字数制限を超えた場合は、最終事項に「\*\*」を 入力し、「その他(Others)」に「\*\*」を入力した上で、続きを入力してください。
- Q20. Transport detail 欄について、船なので「by sea」と入力したが、証明イメージを見ると「By: by sea」 になっている。このままで良いのか?
  - ⇒ NGです。入力する際は、"by"を入れずに入力してください。
- Q21. 商品数量(quantity)とは別に、重さ(net weight、gross weight)を入れたい。 商品欄の総数量に()で併記して良いか。
  - ⇒ NGです。商品欄の総数量は、価格の根拠となっている数字・単位(quantity)を入力します。 それ以外の情報は、「その他 other」欄に入力してください。

#### Q22. クレジットカード払いの領収書は発行できないのか。

⇒ 領収書は発行しておりませんが、クレジットカードの利用明細は出力可能です。 詳細は、こちらをご参照ください。

### Q23. 商品名に made in Japan を入力したい。

- ⇒ NGです。商品名に原産国記載はできません。 原産国記載(made in japan etc.)の記載が必要な場合は、「その他 other」欄に 入力してください。
  - ※外国産原産地証明書の場合は、デフォルトで各アイテムに (made in ~) の記載が入ります。